

学校法人東京聖徳学園役員報酬等規程

制定 平成9年12月9日

改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京聖徳学園（以下「学園」という。）寄附行為第7条に定める役員及び第20条に定める評議員（以下「役員等」という。）の報酬、賞与、退任慰労金及び旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は、別表第1に定める額を支給する。ただし、常勤の役員が、学園の職員である場合、報酬は支給しない。

2 前項ただし書きによる場合であっても、相当職務によって、別表第1に定める報酬額を支給することができる。

3 非常勤の役員等の報酬は、別表第2に定める額を支給することができる。

(賞与)

第3条 前条第1項及び第2項により報酬を受けている常勤の役員には、報酬のほか賞与を支給する。

2 賞与の額は、別表第1に定める報酬月額に職員の賞与支給率を乗じた額とする。

3 常勤の理事には、前項の賞与の額に別表第1に定める報酬月額に0.5を乗じた額を加えた額を支給することができる。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬及び賞与の支給日及び支給方法については、職員に準ずる。

(退任慰労金)

第5条 第2条第1項及び第2項により報酬を受けている常勤の役員には、退任慰労金を支給することができる。

2 前項の退任慰労金の額、支給日及び支給方法は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(旅費)

第6条 役員等が学園の用務により旅行する場合は、学園国内旅費規程及び学園海外旅費規程を準用し旅費を支給する。この場合、国内旅行にあつては、学園国内旅費規程別表第1の「学長」を「役員等」、海外旅行にあつては海外旅費規程別表の「学長」を「役員等」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、第2条により報酬を受けている役員等（常勤監事を除く。）が、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に在住の場合には、学園の用務で茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に旅行する場合の旅費は支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、日当及び支度料は支給しない。

(その他)

第7条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該年度の財政事情によっては、一部これを支給しないことがある。

2 前項により役員等に係る報酬及び賞与の減額、支給停止等を行う場合には、理事会の

議を経て、理事長が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成9年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬表

職名	月額（円）
理事長	250,000
副理事長	150,000
理事	100,000
監事	550,000

別表第2 非常勤役員等報酬表

職名	月額（円）
理事	30,000
監事	30,000
評議員	20,000